



羅 針 盤



2025年7月、8月号



暑中お見舞い申し上げます

モネの池

暑中お見舞い申し上げます

連日の猛暑が続く今日この頃いかがお過ごしでしょうか。

さて、参議院選挙で騒々しい日々が続きますが、今回の選挙結果次第では政権交代が実現する可能性があります。民主主義はコストも時間もかかるもので、ドラスティックな改革が必要な案件もありますが、拙速に事を運べば弊害も生じます。そこを調整して決断実行するのが正に政治だと思います。投票は極端な主張に惑わされず冷静に判断したいものです。

一方、トランプさんの言動に世界は振り回されているように見えますが、どの国も基本的には、

自国ファーストが当然なのです。しかし、むき出しの行き過ぎた自国第一主義が紛争や戦争につながり、自国民にも多大な犠牲を強いたという歴史を踏まえ、国際協調を基軸にした国連をはじめ各種の国際機関や多国間の国際条約・協定が存在しているのです。それにもかかわらず、脱退・離脱を宣言する愚かな指導者は、目先の損得のみを考え歴史に学ぼうとしません。

今を生きる私達は、愚かな指導者や政府・政治の無策を嘆いている訳にはいきません。今以上に厳しい環境に置かれることを覚悟し、もう一度足元を見つめ今やるべきことを愚直にやりきることで、道を切り開くしかないと腹をくくりましょう。

知っておきたい税知識

テーマ 「税額控除ができる中小企業税制」



日本の会社数の約99.3%を占める中小企業を応援するため、「新しい設備を導入して生産性を向上させる場合」「従業員の賃上げに取り組む場合」「デジタル技術を活用した事業変革に取り組む場合」など、いろいろな場面で使える税制が用意されています。どのような優遇税制があるのかを知り、経営に活かしていきましょう！

* 利用のための要件

法人税法上の中小企業とは…

「資本金の額等が1億円以下の会社」

※会社の株式の100%を大法人（資本金等の額が5億円以上の法人等）に所有されている場合、つまり、大法人の100%子会社の場合は中小企業には該当しない。

※制度によっても中小企業に該当しない場合があるため、対象となるかの検討が必要です。

次に、どのような時に中小企業税制を利用できるのかですが、中小企業なら無条件に利用できるというのではなく、各制度で要件があります。また、「適用期間」「適用するための事前準備・手続き」もあるので、制度を事前に把握してから行動を起こす必要があります。

では、具体的にどんな制度があるのかを見ていきましょう。

* 中小企業投資促進税制

経済成長の底上げに向けて、中小企業の設備投資を促進させるための制度です。この制度は、**青色申告書を提出している中小企業が、新品の機械**

装置等、対象設備を取得または製作して事業に使用した場合に適用できる制度です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農協、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置【1台160万円以上】 ・ 測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主と資本金3,000万円以下の中小企業 → 30%特別償却 又は 7%税額控除 ・ 資本金3,000万円超の中小企業 → 30%の特別償却

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外となります。ご注意ください。

中古



新設

* 中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業が持続的に賃上げができるよう、賃上げ促進税制があります。青色申告書を提出する中小企業が令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始する各事業年度において適用できます。

必須要件	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度より給与等支給額を1.5%以上増加させた場合 →その増加額の15%を税額控除 ・前年度より給与等支給額を2.5%以上増加させた場合 →その増加額の30%を税額控除
対象となる給与等	<p>対象となる給与等は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棒給、給料、賃金、歳費及び賞与等 <p>そしてこの給与等のうち、損金の額に計上されている国内雇用者に対する給与等の支給額が対象です。</p> <p>ただし、給与等を補填するための補助金や助成金等があったときには、給与等の支給額から控除します。未払計上されている給与等については、損金の額に計上されているものなので含まれます。</p> <p>また、<u>下記のもの是对象となりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用人兼務役員や役員の特典関係者に対する給与等 ・退職金など給与所得にならないもの
上乗せ要件①	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練費の額が前事業年度と比べて5%以上かつ適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の給与等支給額の0.05%以上の場合 →税額控除率が10%上乗せ
上乗せ要件②	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業年度中に「くるみん認定」「くるみんプラス認定」「えるぼし認定（2段階目以上）」を取得したこと、または適用事業年度終了のときにおいて「プラチナくるみん認定」「プラチナくるみんプラス認定」「プラチナえるぼし認定」を取得した場合 →税額控除率が5%上乗せ

新設

● 繰越控除制度

中小企業者等または青色申告書を提出する常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主は賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越し**が可能となりました。

● 税額控除額の上限

法人税額または所得税額の20%（通常・上乗せ共通）が上限となります。

繰越控除制度の適用を受けられる場合には、繰越控除を受けられる金額とあわせて20%が上限となります。



* 他にもあります

中小企業投資促進税制や賃上げ促進税制以外にも下記の税制があります。

① 研究開発税制

会社が製品の製造や技術の改良などの研究開発を行っている場合に税額控除が受けられる

② 地方拠点強化税制

令和8年3月31日までの間に、本社機能の一部または全部を移転や拡大するときに優遇税制が受けられる

③ 中小企業経営強化税制

生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで経営力向上した場合に即時償却または税額控除が適用できる

他にも「地域未来投資促進税制」、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」などの制度があります。



制度には事前準備が必要となることもあります。不明点等あれば当事務所までご相談ください。

● 今月・来月の税務



7月

* 7/10 期限

納期の特例制度の適用を受けている事業所について1～6月分源泉所得税の納付

* 7/31 期限

固定資産税・都市計画税の納付（第2期分）
所得税（予定納税）の納付（第1期分）

8月

* 9/1 納付期限（8/31が日曜日のため）

個人事業税の納付（第1期分）
個人の道府県民税・市町村民税の納付（第2期分）

ご連絡ください

税務署・市区等から届いた税務関係書類の中に、通知内容の不明なものがございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

● お知らせ

労働保険の年度更新

6/1～7/10までの間に、労災保険料と雇用保険料をそれぞれの料率で計算し、保険料の精算・納付をお願いします。

対象期間：R6年4月1日～R7年3月31日

対象者：被保険者全員

保険料率：

① 労災保険率・一般拠出金率

R6年度から変更なし

② 雇用保険率

すべての事業で**R6年度から変更あり**

算定基礎届の提出

毎月の社会保険料・年金・健康保険の給付等を計算するための基礎となる報酬額と標準報酬月額といいます。これは、原則として毎年1回「定時改定」で変更されることになっており、この手続きが「算定基礎届出」です。

提出期限

いずれも令和7年7月10日（木）となります。忘れずにご提出ください。

あしがき



あっという間に梅雨が明けてしまいましたね。

世界中で「猛暑」「豪雨」など起き、毎日ニュースで流れている今日この頃、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

猛暑対策としては、塩分・水分補給はもちろんですが、我慢しすぎず適度に休息をとり、冷却グッズを使用しましょう！また、豪雨対策については、危険場所・避難場所の把握、備蓄、雨樋・側溝清掃など、やれる範囲で対策をして、この夏を乗り越えましょう！！



先日、毎年受診させていただいている健康診断に行ってきました。今回は初めて経鼻内

視鏡検査（鼻からの胃カメラ）を体験してきました。

鼻に麻酔が塗布されたチューブを2回挿入し、検査室へ…内視鏡を挿入する時は肩に力が入ってしまいましたが、その都度看護師さんがやさしく声をかけてくれたり、背中をトントンしてくれおかげで想定していたよりもスムーズに検査ができました。背中のトントンは「自分の母親」を思い出し、とっても安心できました。来年はもっとリラックスして受けれるといいな～



発行

刈谷市高須町良4番地1 カーサヨサミ1F

TEL (0566) 25-0936

FAX (0566) 25-0937

<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合